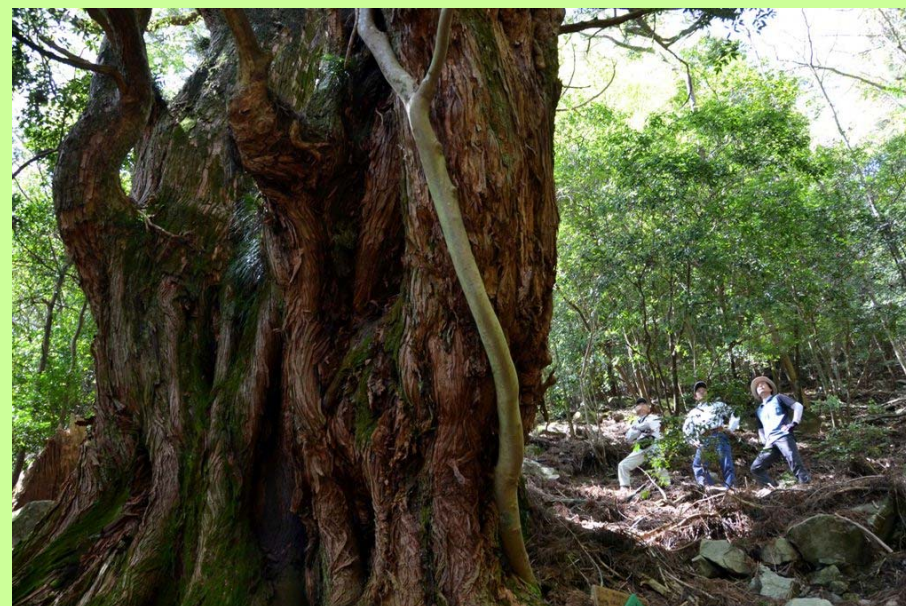


第4回懇談会資料

ユネスコエコパーク及びジオパークに係る 国有林野の取組



綾ユネスコエコパーク



室戸ジオパーク
(佐喜浜躍動天然杉郷土の森)

林野庁 経営企画課

1. ユネスコエコパーク及びジオパークに係る国有林野の取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野の管理経営に関する基本方針として、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、適切かつ効率的な管理経営を実施。

- ・平成23年7月に改正した「森林・林業基本計画」に即し、発揮を期待する機能毎の区域を設定することとされた。
- ・このため、国有林野事業では、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、
 - ①自然維持タイプ(属地に係る生物多様性保全機能)
 - ②森林空間利用タイプ(保健・レクリエーション機能、文化機能)
 - ③山地災害防止タイプ(山地災害防止機能)
 - ④快適環境形成タイプ(快適環境形成機能)
 - ⑤水源かん養タイプ(水源かん養機能)の5タイプを設定。

(2) 保護林制度

「保護林制度」とは、国有林において、大正4年に発足した先駆的な自然環境の保全制度。原生的な森林生態系等を厳正に保存する「森林生態系保護地域」など、目的に応じて、7種類の「保護林」を設定。

- ・ ユネスコエコパークやジオパークの維持・管理を担保する制度であり、適切な保護・管理を通じて、その価値を保全

保護林の種類	目的	箇所数	面積(千ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	29	650
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	324	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	369	157
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	38	22
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地等の特殊な地形・地質の保護	33	37
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	38	4
合計		843	915

注1:平成24年4月1日現在の数値。注2:計の不一致は四捨五入による。

(3) 緑の回廊

「緑の回廊」とは、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する取組。

平成24年4月1日現在、全国24箇所59万2千haを設置。



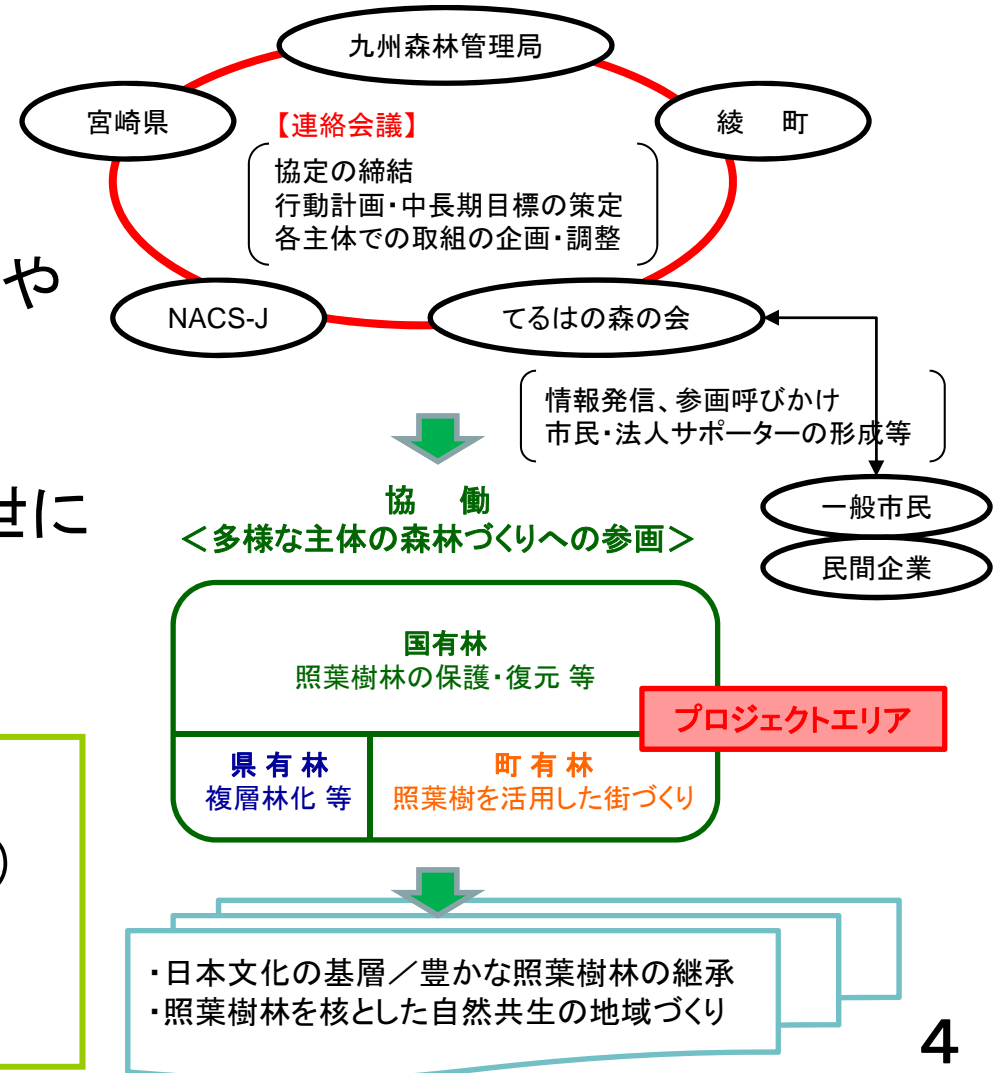
2. 綾ユネスコエコパークにおける国有林野の取組事例 (綾の照葉樹林プロジェクト)

(1) プロジェクトの目的

- ① 我が国最大規模の
原生的な照葉樹林の保護
- ② 照葉樹林を分断する人工林や
二次林を照葉樹林に復元
- ③ よりよい形で照葉樹林を後世に
継承

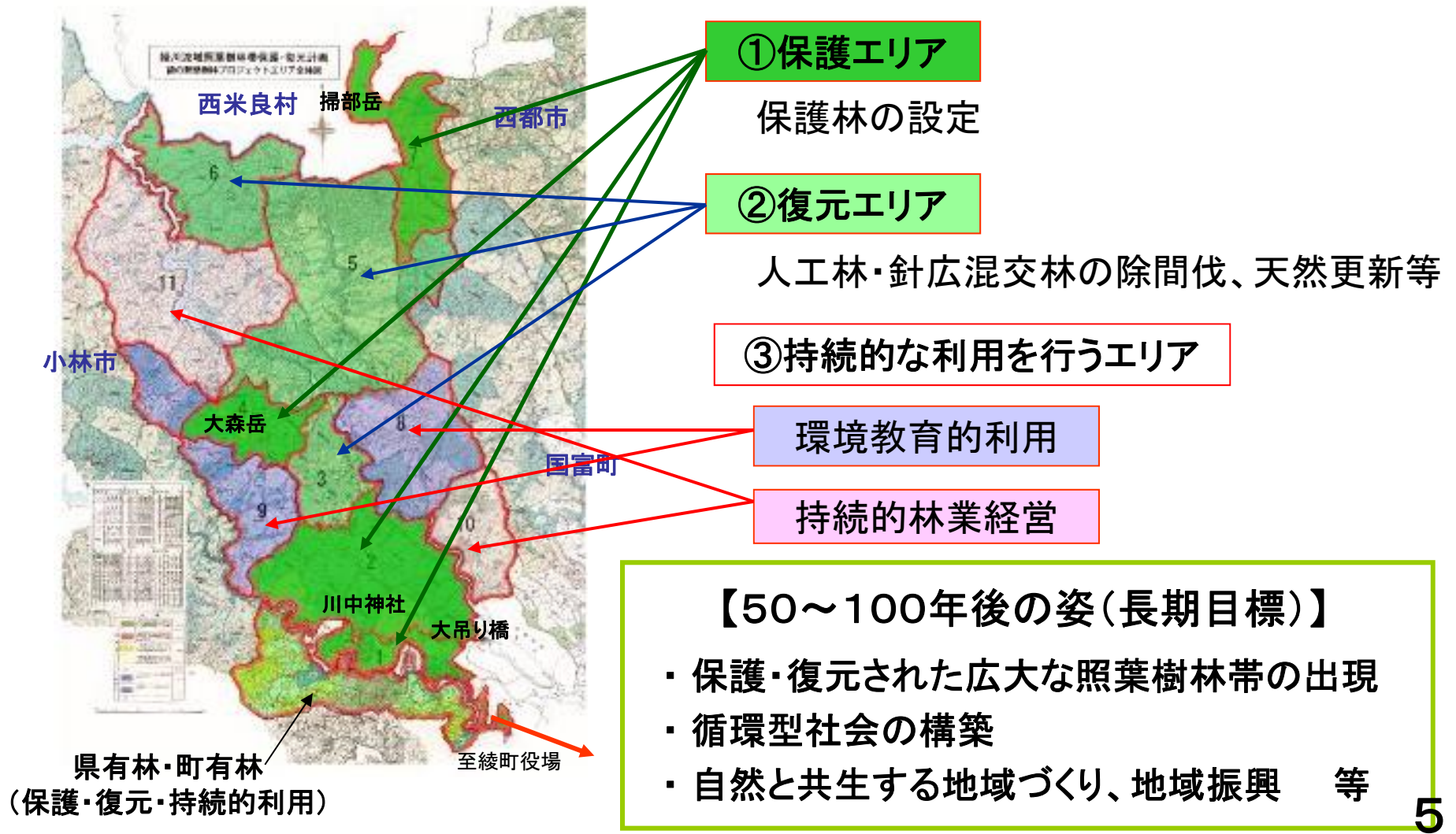
- ・ 9,516haの区域を設定
(うち国有林野8,703ha)
- ・ 5者により協定を締結・協働
(平成17年5月)

イメージ (協働体制)



(2)プロジェクトの取組

【将来的な森林の姿を見据えたエリア区分の設定】



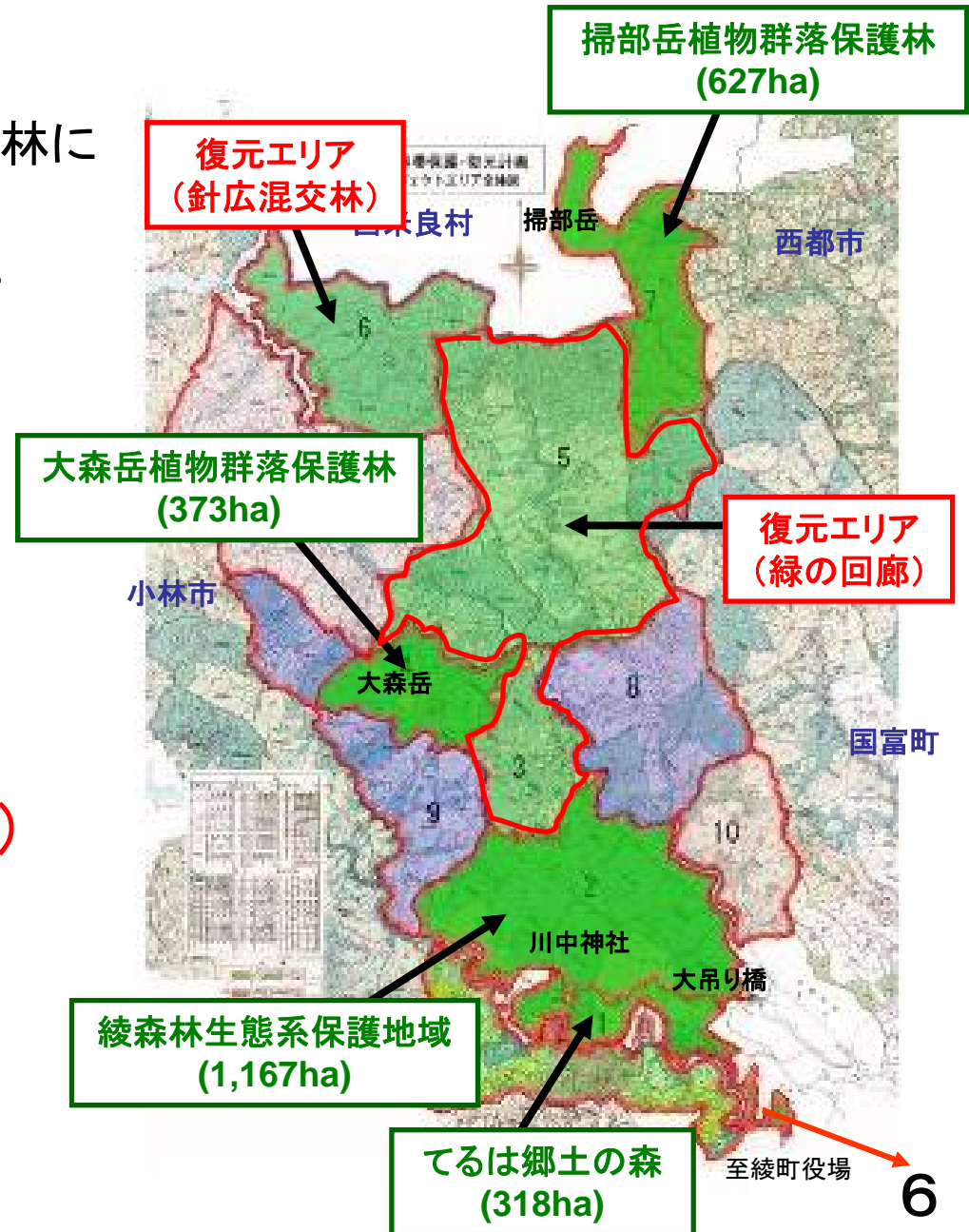
① 保護エリアの取組(保護林の設定と保護・管理)

- ・現存する原生的な照葉樹林を、「森林生態系保護地域」などの保護林に設定。
- ・5年に一度モニタリング調査を実施。



② 復元エリアの取組 (緑の回廊の設定等)

- ・「保護林」相互を結ぶ区域を、「綾川上流緑の回廊」に設定。
- ・照葉樹林の復元に向けた除間伐等を実施。
- ・ボランティアによる間伐等の実施。



③ 持続的な利用エリアの取組(環境教育的利用、持続的林業経営)

① 環境教育的利用

- ・森林教室など、環境教育的利用を推進
- ・調査研究の実施



② 持続的林業経営の取組(除間伐)

- ・環境に配慮した持続可能な木材生産

(3) 各種調査の実施

保護・復元・持続的利用の取組に併せて各種調査を実施

- ① 保護林等のモニタリング調査
- ② 照葉樹林の復元のための調査
- ③ 環境教育や森林資源に関する調査



・関係機関と調整しつつ、調査結果に基づき、取組の改善・見直し等の順応的な管理を推進

(4) 広報、普及啓発活動

